

令和2年度市民の生活等に関する調査業務
受託者の募集について

< 目 次 >

募集要項	1
様式1 参加申込書	4
様式2 質問票	5
様式3 提案書かがみ	6
様式4 誓約書	7
別 添 プロポーザル評価基準	8
業務委託仕様書	9

令和2年度市民の生活等に関する調査業務委託

プロポーザル募集要項

1 趣旨

本要項は、令和2年度市民の生活状況に関する調査実施要綱に定める業務を行うにあたり、最も適した委託先を選定するために実施するプロポーザルの内容について、必要な事項を定める。

2 業務の概要

(1) 業務名

令和2年度市民の生活等に関する調査

(2) 業務の目的

全国的にひきこもりの長期化や高齢化が問題になっていることを踏まえ、ひきこもり等の困難を抱えている市民の実態および当事者のニーズや課題等を把握し、現状を分析することで、本市におけるひきこもり等に係る施策展開のための基礎資料として活用することを目的とする。

(3) 業務の内容

「令和2年度市民の生活等に関する調査業務委託仕様書」のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和2年9月30日まで

(5) 委託料の上限額

4,700,000円（消費税および地方消費税を含む。業務完了後、一括で支払う。）

3 募集から契約までの主なスケジュール

募集要項の配布開始	…	令和2年4月20日（月）から
参加申込書の提出	…	令和2年4月27日（月）まで
質問の受付	…	令和2年5月7日（木）まで
応募書類の提出	…	令和2年5月20日（水）まで
審査委員会の開催	…	令和2年5月下旬
選定結果の通知および公表	…	令和2年6月上旬
委託契約の締結	…	令和2年6月上旬

4 応募資格

応募者は、以下の要件をすべて満たすこと。

- (1) 法人であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- (3) 函館市競争入札参加有資格業者指名停止措置要綱（平成5年4月1日施行）による指名停止を受けていないこと。
- (4) 函館市暴力団等排除措置要綱（平成23年9月30日施行）による入札参加除外措置を現に受けていないこと。

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 引き続き1年以上事業を営んでおり、かつ事業高があること。

5 資格の審査および適否の通知

函館市競争入札資格者でない場合は、4月27日（月）までに次の書類を提出して下さい。審査の上5月1日（金）までに参加資格の適否について通知します。

- (1) 商業登記簿謄本（発行3ヶ月以内のもの）
- (2) 納税証明書（函館市に納税義務がある場合、発行1ヶ月以内のもの）
- (3) 納税証明書（消費税および地方消費税、発行3ヶ月以内のもの）
- (4) 財務諸表（損益計算書）または決算報告書（直前2年度分）

6 応募の手続

(1) 問合せ・提出先

〒040-8666 函館市東雲町4番13号（市役所本庁舎1階）
 函館市保健福祉部 障がい保健福祉課 社会参加・事業担当（岡本，岡田）
 電話：0138-21-3263（直通） FAX：0138-27-2770
 E-mail：fukushi-shougai@city.hakodate.hokkaido.jp
 受付：平日の午前8時45分から午後5時30分まで

(2) 各書類の提出期限および提出方法

提出期限	提出書類	様式	提出部数	提出方法ほか※	
4月27日	参加申込書	様式1	1部	持参，郵送，FAX，Eメールのいずれかにより提出。	
5月7日	質問票	様式2	1部		
5月20日	応募書類	提案書かがみ	様式3	正本1部 副本7部	応募書類は全てA4サイズ（調査票などのサンプルは除く），表紙・背表紙を付け左綴じ（ファイル可）とし，左記の書類名がわかるようインデックスを付し，持参または郵送により提出。
		誓約書	様式4		
		会社概要	任意		
		類似業務の実績	任意		
		企画提案書	任意		
		見積書	任意		

<※提出に係る留意事項>

- ・FAXまたはEメールにより提出する場合は，送信後に必ず受信確認を行うこと。
- ・郵送により提出する場合は，提出期限の日の消印までを有効とする。
- ・質問がある場合は，様式2の質問票を用いること。
- ・質問に対する回答は，適宜，市のホームページに掲載する。なお，回答内容は本募集要項の追加または修正とみなす。
 （HP：<<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2020033000134/>>）
- ・応募書類の提出期限後は，既に提出した書類の内容を変更することはできない。ただし，市が内容の訂正を求める場合は，この限りではない。
- ・市は提出された応募書類を補足する他の書類の提出を求める場合がある。

7 企画提案書の内容

応募者は、「業務委託仕様書」および別添の「プロポーザル評価基準」を参照し、企画提案書を作成すること。

8 審査に関する事項

(1) 審査委員会の設置

本業務のプロポーザルに係る審査は、次に掲げる委員により組織された審査委員会が実施する。

- ・学識経験者
- ・専門的知識を有する者
- ・函館市職員

(2) 受託候補者の選定方法

提出された提案書について、審査委員会が別添の評価基準に基づき評価を行い、合計点数が最も高い者を受託候補者として市に推薦する。

なお、合計点数が最も高い応募者が複数あった場合は、見積書の価格が安価な応募者を受託候補者として市に推薦する。

また、評価にあたっては、100点満点中60点を最低基準点とし、すべての応募者が60点に達しない場合は、再度提案を募集することとする。

(3) 評価項目および配点

ア 業務の基本的な実施体制	30点
イ 調査票の回収率等を高める工夫	25点
ウ 提案内容の的確性	25点
エ 提案者の業務実績	10点
オ 積算額の妥当性	10点
	合計100点

(4) 選定結果の通知および公表

ア 受託者の選定後は、応募者全員に文書で通知するほか、市のホームページにおいて、すべての応募者名およびそれぞれの評点を公表する。

イ 審査・選定結果に関する問い合わせには応じない。

ウ 応募者は、審査結果に関し、異議を申し立てることはできない。

9 契約に関する事項

市は、受託候補者と詳細な協議のうえ、所定の手続により委託契約を締結する。ただし、契約が不可能となった場合には、次点者を新たな受託候補者とみなす。

10 その他留意事項

(1) 応募に必要な費用は、各応募者の負担とする。

(2) 業務内容は採択された提案内容を基本とするが、市の指示のもと、変更・修正を加える場合がある。

(3) 応募書類は、本プロポーザル審査以外の目的では使用しない。また、応募書類は返却しない。

(4) 本業務の処理を第三者へ委託することはできない。ただし、事前に市の承認を得た場合は、本業務の一部を委託することができる。

(5) 提案書に虚偽の記載をした場合、審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合、その他本要項で定める手続や方法等を遵守しない場合は失格とする。

<様式1>

令和2年度市民の生活等に関する調査業務委託プロポーザル

参加申込書

令和2年 月 日

函館市長 工藤 壽樹 様

標記プロポーザルに参加を希望するので、参加申込書を提出します。

法人名				
代表者	⑩			
所在地	〒			
連絡担当者	役職		氏名	
	所属部署			
連絡先	所在地	〒		
	電話		F A X	
	E-mail			

<様式2>

令和2年度市民の生活等に関する調査業務委託プロポーザル

質 問 票

令和2年 月 日

法人名： _____

質 問 内 容	
担当者氏名	
電話番号	
E-mail	

<様式3>

令和2年度市民の生活等に関する調査業務委託プロポーザル

提 案 書

令和2年 月 日

函館市長 工藤 壽樹 様

標記業務について、プロポーザル提案書を提出します。

法人名				
代表者	①			
所在地	〒			
連絡担当者	役職		氏名	
	所属部署			
連絡先	所在地	〒		
	電話		F A X	
	E-mail			

<様式4>

誓約書

令和2年 月 日

函館市長 工藤 壽樹 様

住所：

法人名：

代表者：

当法人は、令和2年度市民の生活等に関する調査業務委託プロポーザル募集要項に定める応募資格を満たしていることを誓約します。

プロポーザル評価基準

評価項目	評価視点	配点
1	業務の基本的な実施体制	30
	①業務内容や関連する法令等を十分に理解しているか	
	②個人情報の保護について十分に理解し、対応しているか	
	③十分な知識と経験を有する者の配置が可能であるか	
	④適切な工程管理が提案されているか	
	⑤市との連絡調整を行うにあたり、連絡・相談体制が整っているか	
	⑥各印刷物の校正または部数等について柔軟な対応が見込まれるか	
2	調査票の回収率等を高める工夫	25
	①回答済み調査票は適切に回収されるか	
	②コールセンター等は業務内容を理解し、問合せに十分対応できるか	
	③各電算処理は適切に行われるか	
3	提案内容の的確性	25
	①調査報告書は的確に提案されているか	
	②成果品の効果的な活用について提案されているか	
	③仕様以外について、市が採用したいような企画提案があるか	
4	提案者の業務実績	10
	①委託業務の実績があり、豊富なノウハウを持っているか	
5	積算額の妥当性	10
	①過度・過小な積算をしていないか	
	②必要な経費は全て計上されているか	
合計		100

※5段階評価し総得点により評価する

- A：優秀である（配点×1.0）
- B：やや優れている（配点×0.8）
- C：平均的である（配点×0.5）
- D：やや劣っている（配点×0.2）
- E：劣っている（配点×0）